

従来の健康保険証の復活を求める意見書（案）

政府はマイナンバーカードと健康保険証の一体化を進めるため、健康保険証の新規発行を2024年12月2日に停止した。

これまでマイナ保険証をめぐるのは、マイナ保険証に他人の情報がひもづけられていたり、無保険者扱いで10割負担を患者に請求した、他人の医療情報が閲覧されたり、表示される負担割合と健康保険証の負担割合が異なっていたなど様々なトラブルが発生している。

こうしたトラブルにより、従来の健康保険証の存続を求める声は今もやまず、マイナ保険証の利用率は低迷したままである。マイナ保険証を取得したものの、登録の解除を申請するケースも出ている。これらは、個人情報に対するセキュリティの甘さや高齢者施設等でのカード管理の問題、診療情報等の活用が患者にメリットをもたらすかどうか分からないなど、マイナ保険証への移行に対する国民の不安や疑問がいまだに払拭されていないことによる。

デジタル化は日本にとって喫緊の課題であることは間違いないが、国民の不安を置き去りにして強引に突き進むと、かえってデジタル化が後退する。政府は、個人情報は国民一人一人のものであることを自覚した上で、「不安払拭なくしてデジタル化なし」を肝に銘じなければならない。

マイナ保険証を持たない人向けに発行する資格確認書については、保険者が有効期間を5年以内で設定し、当分の間、マイナ保険証を保有していないすべての人に交付する方針を示している。結局のところ資格確認書は、現在の健康保険証と何ら変わらない。資格確認書の交付には事務負担やコストが伴い、初めての資格確認書の事務作業ではミスが発生や混乱が予想される。

よって、国においては、国民の不安を払拭し、国民皆保険の下、誰もが必要なときに、必要な医療が受けられる体制を堅持するため、政府の考え方の総点検を行うとともに、健康保険証を復活させ、一定の条件が整うまで従来の健康保険証を存続させることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月13日

香 川 県 議 会